

議案第66号

葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

軽自動車税の減免に係る申請書等の記載事項を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例

葛飾区特別区税条例（昭和39年葛飾区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第46条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第46条の2第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第64条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の葛飾区特別区税条例（以下「新条例」という。）第46条第2項第2号及び第46条の2第2項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行

日」という。)以後に提出する新条例第46条第2項並びに第46条の2第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出したこの条例による改正前の葛飾区特別区税条例(以下「旧条例」という。)第46条第2項並びに第46条の2第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第3条 新条例第64条第1項の規定は、施行日以後に行われる同項の規定による申告について適用し、施行日前に行われた旧条例第64条第1項の規定による申告については、なお従前の例による。